

鳥取県告示第590号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

| 事業者の名称又は氏名 | 指定に係る事業所の名称 | 指定に係る事業所の所在地 | 廃止の届出を受理した年月日 | サービスの種類 |
|------------|--------------|---------------|---------------|----------|
| 有限会社すみれ会 | ケアステーションすみれ会 | 米子市西福原八丁目7-30 | 平成22年9月22日 | 介護予防訪問介護 |